

平成26年9月29日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が推定平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの事実上の妻であるとして、厚年法の規定による遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条第1項に該当しないため。遺族厚生年金受給要件に該当する遺族と認められないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 厚年法の規定による老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第58条第1項

第4号、第59条第1項及び第4項、厚年法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 厚年法第3条第2項により、上記1の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされている。

3 本件の場合、亡Aが、その死亡の当時適格死亡者であったことは明らかであるところ、亡Aの死亡時点において、亡Aと婚姻している妻はいないし、請求人と亡Aも婚姻の届出をしていなかったこと、以上の事実が認められ、これらの点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が亡Aの死亡当時同人によって生計を維持した配偶者(事実婚関係にある者)と認めることができるかどうか、ということである。

第4 当審査会の判断

1 「略」

2 以上の認定事実に基づいて、請求人が亡Aと事実婚関係にある者(厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者)に該当するかどうかについて検討するに、上記認定基準によれば、事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要である。

また、認定基準によれば、本件の場合、事実婚関係及び生計同一関係が認められるためには、請求人の住民票上の住所が亡Aと異なっているため、請求人が

以下の要件のいずれかに該当する必要がある。

ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

イ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること。

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること。

3 本件の場合、請求人は、平成〇年ころから、亡Aが〇〇の自宅に寝泊まりするようになり、亡くなるまで一緒に生活していた旨主張する一方で、亡Aは、〇〇の自宅で晩ご飯を食べ泊まり、朝ご飯を食べるが、昼間は〇〇町の居宅に帰ったり、遊びに出かけていた旨申し立て、また、請求人が亡Aに、籍を入れて暮らさないかと言ったら、色々手続きが面倒だからこのままで良いと答えた旨申し立てている。

Bも、亡Aの生活状況について、朝は〇〇町の居宅に戻り、家庭菜園や庭木の世話をしたり、温泉施設で一番風呂を浴び、パチンコに行ったり、〇〇町の居宅で仲間と麻雀をしたり、お酒を飲んだりしていた旨記述しており、併せて、亡Aが、一人で気ままな事が出来て、家族共過ごせるのだから、こんな良いこと無いと良く口癖で言っていた旨申し立てている。これらからみると、亡Aは、夜は〇〇の家で寝泊まりし、昼間は〇〇町の居宅、その他の場所で一人または仲間と気ままに過ごすという生活を好み、手続きが面倒であるからと入籍もしなかったものであると認められる。また、亡Aから請求人に対しての経済的援助について、請求人は、月〇万円振り込まれ、あとは手渡しで毎月生活費として〇、〇万円も

らっていたと申し立てているところ、月〇万円の振り込みは確かに認められるものの、振込終了日が平成〇年〇月と予定されていること、生活費として渡す金額として妥当なものとはいえないことなどから、請求人の申立をそのまま採用できるとはいえない。また、毎月手渡しで〇、〇万円が渡されたとすることについても、証する資料がなく、申立ては採用できない。

以上を総合して見ると、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいうのであって、そのためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することが必要であるが、亡Aには、婚姻の意思があるとはいえず、夫婦の共同生活と認められる事実関係があったとも認めるに足りず、他にその事実婚関係を認めるに足りる資料はなく、亡Aと請求人の関係は事実婚関係と認めることはできない。

4 そうすると、亡Aと請求人との関係をもって、いわゆる内縁関係とみることはできないのであって、請求人が亡Aと婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者に当たるとはいえず、また、請求人が亡Aによって生計を維持した者に当たるとはいえないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。